

札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウィルス感染症にかかる出席停止の基準

①	子ども本人に感染が確認された場合	治癒するまでの間
②	子どもと同居している者に感染が確認された場合	以下のうちいずれかの間 ・同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間 ・同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
③	子ども本人が、 保健所から濃厚接触者として指定された場合	保健所からの健康観察期間が終了するまでの間
④	子どもと同居している者が 保健所から濃厚接触者として指定された場合	当該濃厚接触者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
⑤	子ども本人又は子どもと同居している者が PCR又は抗原検査を受けることになった場合	受検者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
	※子どもが保健所から濃厚接触者として指定されている場合は、③に従う ※子どもと同居する者の勤務先等の規則による、定期的な検査を受ける場合は、出席停止としない	
⑥	子ども本人又は子どもと同居している者に 発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状がみられる者の症状が消失するまでの間
	※新型コロナウィルス感染症以外の診断を受けた場合や、医師から新型コロナウィルス感染症ではないと告げられたときは、 ※出席停止としない	
⑦	海外から帰国・再入国した場合	検疫所から自宅待機を求められた期間
⑧	医療的ケアが日常的に必要な場合 基礎疾患等がある場合	主治医や学校医に相談の上、登校を判断する

※同居していない場合でも、毎日親戚の家に寄るなど、共にする時間が日常にある場合は「同居」として扱う。

2021/5/13 札幌市の状況により変更します。